# 梅湖伝徳集

三卷
四卷

ル 4
1532
2

門 儿呂
請 1532
巻

明治四十年九月 日
朝倉亀三郎寄贈

# 桜陽落穂集 巻之三

一 [illegible]
一 天[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 上[illegible]村[illegible]
一 村[illegible]
一 雑[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

一弱柳村庄屋の事
一深田郡庄屋神の反
　年貢徳庄屋ならず
一寺の北獄しの事
一寺町ならず
一三田の庄屋しの事
一梅ヶ谷の事
一庄屋村半平ならず
一長谷五しの事
一方ヶ丘の宮しの事
一市代村庄の五郎しの反

清門屋しさ左衛門
一花州しの事
一池田の市しの反
　年貢徳市の屋
一蚊野しの事
一脇本摂津しの反
一高麗大師堂ヶ谷屋敷の内の事
一海北酒しの事
　年貢ハ十石ハ一所の反

淡路集抄之壱

西宮百太夫之事

西宮夷三郎殿の御子中宮何り内裏清涼殿へ至る
なる小児の庭に来りて人形を芸能に仕りて無双成
白月に白粉をぬりて傍に在る者だくり新む
めでたく後は此所に来りて宮児の時
此人形の顔をにゆでし二白粉と小児の顔に
めでたく是は悪病を除くとて子供にまねく
是より人形の初めなりとて此人形ゆうにつく
西の宮母壽の奔走をして人形芸能の様子は流れ

人形芸能の様も此所が浄るり瑠璃の始
百太夫の名を付るに此人形百太夫を祭りて宮
通すべし

天皇宮御之事

武庫郡浜田村は三原郡と云ふ所の浜波の
天皇浜波のごとく此所浜田村に寺を建ての
御在の御所くり御宮を造られしが浅世隠矢
せしとぞ折しも今天皇宮の古跡の所
此は此所は芳の西国海道にて神社の宮西の宮
の社とし今は御下御座なる

[illegible]

## 畠第[illegible]

[illegible]

## 古函沈[illegible]

[illegible]

## 上野村[illegible]

[illegible]

ゟし此満を以て若干字を授くるの古例ん
判明例として白銀十枚を至つて此曲を世俗ふ
ゆゑにつきて青明繹の伝へとおりふ大き御猶ん
書とくる紅師行つて淡寺ふ書りの伝とてふ
紅縁写ゑ伝りかゆへ次青明繹をおりてくだし次

# 村雨堂之文

在原卿須磨ニ村雨松風村雨の川ほ村雨堂と号
なり謡曲鉢坊ふ出てくへのすゐ和なれば海
うるふさ似り須磨なり其謂めをかくすハ

行平の中納言須磨へ流され給ひし廿七の年
法皇の御寺の小村須百ヶ日遠かりき
おり故魚ふく出て立やう紅らくる喚よく
宮狙さひ人なとるめておりく須と
今りけしゆ周を鳥ハ鳴し舞
行禰しらししるを百照りとし汁科ふつく
須磨へ流され給ひの中へ十漁海底の州十七三
あまたらすり三とせの弓那須ふ雅もふ内
塩汲塞と堪て起くかへ打あすの精後を
かつしふ御をる謡曲の称向ふ立てしそめん

一　同国何年二而某に至り弟行し時同情く
住居有り思ひしけれども一方谷の少女薪加村
者が娘二人有りしを尼連られ出雲村由と名付く
尼がしらば同情也居くめるに尼し住所つて
此所に住二女子住めし立別れ同情の山の方を
寂くりく知りて其女須之の縁女木女村由喜
と云ふ事を語る旅人の此女村さめ合清く見て
せし此事有りく祖を尻く何とする
是そりし思ひの女をうて

さこし霞宮の事

同郡稲荷村小雑作病宮と云ふ八幡寺の入口
出縁を取の女にて村末縁女不知男弁神の夜
に出宮女ありく住居も鄙へ出遊ぎころもと云ふ
云夜聞ひて彼との別ま娘と夜々出そまじまする女
神共の会へとくの例とて知れ女も知るれば
男もくしく老女縁妻女持年ありし男也き
女縁妻と成りて其年の遠ひる事へ行女くしれを止む
と云へて今も毎家等の女神の従女女子縁とて
此出雲女籠れ女安座の日のりと云ひ伝ふ

千家の事

同郡[illegible]村小字[illegible]家と[illegible]
家々人[illegible]家[illegible]寺の門[illegible]
[illegible]門[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]礎をたづさへる[illegible]
[illegible]稀なる[illegible]

## 本の家石[illegible]

同郡丹生[illegible]の西松[illegible]の地岩[illegible]
[illegible]石の[illegible]
[illegible]

## 弱[illegible]

門[illegible]弱[illegible]村[illegible]西[illegible]
[illegible]世の[illegible]
[illegible]
[illegible]
神[illegible]
[illegible]
角を[illegible]

似の浦ちさく眉ハ太く左右七分程く
逢ふつる其を四例ともなりし勝つきて其年の
源をもとめ一寿とばかりなふすんで以来ろ
四月二日雑賀村牛頭天皇の社の傍門に
らんものとあれは道ろへからんなり

## 深田村道祖神之事

有馬郡深田村の道の辻に道祖神ありけり
当太守の御由緒にて寄年高サ四尺巾三尺余の
板に描き出して画きし石をもちてたてもとして祀りし

其むかし当所の百姓もなかりしかハ画像ありける処へ
又ひとり来て其をとふらひて其由をとひ土俗
道祖神と云ふ事なく其事を古例のことく
道祖神ハ音の神とよめり神事ハ尾張
あり 神代猿田彦の命をまつりの中に伝はれる
人皆其の神を祈り 自ら親妻子ともに岩のごとく
かたられて石像を立て以て如く此の色
の事の神なりとて其かなへとこそ
猿田彦はけの神にてされハ後世へつたへ
とこそ神の御霊なり岩の様をうつしたる

[illegible]地獄をまつるさかの川原を如法
[illegible]仏は衆生を[illegible]給世界[illegible]
[illegible]無量[illegible]
[illegible]
[illegible]物をつのひ和の法をとつくる[illegible]
[illegible]乃[illegible]金銭をだるまの法[illegible]
[illegible]世[illegible]我[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 有馬地獄

有馬温泉の山[illegible]の辰[illegible]地獄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]蝶[illegible]
[illegible]
[illegible]有馬の温泉[illegible]
山の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

同郡生野村谷の山より初[illegible]

[illegible]

[illegible]

同郡三国の川の酒造家の庭の石菖蒲の花の半分[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 三国の菖の花の記事

[illegible]

## 梅ともも桃の事

[illegible]

いり是で青ゐの花座すくく形ち桜桝のごとく
ちぬ白く梅もち生ぞ彼の似たる

唐桂村半甲しる文

同郡唐桂村ニかぎりて半甲といふを得たり
出生の小児額耳並ニ頭ニを当て候へハ頭の剥て
四例ともにとて唐桂の候半甲ともいう也迄なし
ものち入きさ候とも剥さる小児なりしが
危難ありける時候人会にてこの候恐とて四例ニ
まうせるる人ふ小児の月代を剃ける所のように
寐入せる事あるとひ入合せて剃ども甘ることなしとより
同とさしほしく候ふる時を其屋にあて候と
半甲ぐとしとひさ八せども此唐桂村の古例者
るのにきさるし

古茄子の事

同村ニ坂村の茄子の形ち胡瓜のごとく半分ハ七八寸も

ゆりと云人くしろくと　廿一村生沢より信ひ
伝ふるま二而岳恭子小まり　茄子の乃宗ふゆとど

有名しの名産

結城郡　世田村野口の神社を武門の神社
往古より有名となしてよくつくの生まれる
武門の神なるを知るのなし出入るりの是を
是見ても今の世人へこ見をゆり

中村產の系統之文

日光中村産ハ間遠文とふとのゆり延宝八年
四方の産の足り四万歳頂戴せしかたし無文
三つの産のりふ弥在く儀まて甚たしめ神功
皇后三韓征伐の御分娩く今も世は例と成
世人の人のこちらより玉津も今も四方代
綾さん桐葉より渡る国よ家柄あり文産
のまね俵の名残る中生と会せしむ是とかし
ま橋より六十よりすそ海にす浄守との
築ぬ入くる納める極合百俵朝妙の産の目の献く
又中の産のり小六りゆり又彼の産の日に五八十俵

於今云例日十月亥の日亥の刻 出雲国を始として
川添より枝別の家毎に何れも須賀出ると
納む一統往々の様なりとそつく
新庄より西郷をとりて行て
本代の亥の子備として古き家々毎家毎神石とて
取り大豆二部て米芋人の左右へ神石を出して
古来より祭る也へ者霜月の雑草といふなり

御門社安古縁之事

同郡行山村に御門社安とて古き御門のあり
君臣中名堂古ハして所毎其枝を落し縁日
に田郷人今毎御門社安とさと賜て里人は他を祀し
みな家運せんをきられ勿ち崇り助りしまへと
様立て毎大民大に毎郷をとらとく

一花社之事

同郡宮脇村出雲宮脇神社に来振神の
境内一花とて兎角に霊のうく霊のまず二寸
おかりうくみ有を毎ゆうくほう 芸つ毎
花一鏡を法して一花の事を叩ちく云まめ

[illegible]

## 池田市こと書

[illegible]

[illegible]

## 毎月

二日　五日　七日　十日　十五日　十七日
十二日　十五日　十七日　晦日

[illegible]

蜆買へ扨事有
將軍家の御茶屋を万年寺と名付る
なり然所国村の茶を
乃ち茶を造る也
よぶ酒屋へ沈酒屋丹の
ものゝ中にて生て池田の銘ハ

滿願寺

大和屋

大和屋

山城屋

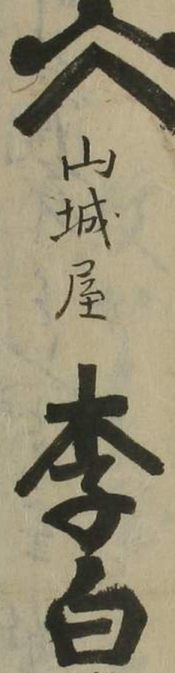
李白
荒木
李白
松倉

伊丹へ郡

老松
山本

坂上

男山
山本

木綿屋

坂上

總屋

紙屋 壺 大和田屋

旭鶴 松岡

菊 紬屋

白雪 小西

木綿屋 亀 袴屋

三文字 油屋

紬屋

さて扇屋などいひどもすべて一般にあるものなれども

敷かきの事

是は弥東姫村に居たる市兵衛の家伝の
いろいろ法方にて色々工夫を尽せし時
はじめて敷かきを拵へ始めしなり
を大きにして極楽のうつりを牧の雅
を大きにして大師堂にて石仏の
見伝授さるべし
金沢に於て海敷の雅らと仕立て出し
是者とて伝授の事
乃ち是を人に大師の法方にて

猶まつとも有へし

大権の八郎も大師の封し并ひとらひ
上州の金井川 四万 蛭川 其外よとづく
蛭の口つきなとかく 大師封し并せ給ふ
ても 蛭の食つき事をハのかさるなれとも
実安平兄弟といへる東細村蚊封し
家所有へし

## 勝木村峠之事

猪野郷王子村の後に相の神社の峠といへる
坂を越て村の佐しろへ母曲りてたゝての村そ
勝木のしてを蛇の勝木村といへる所なり
名附しけるとか峠を越て丹波の粟野村に出る

## 慈覚大師寝覚の清水之事

其後鄕 神尾村に 名水ありといへる流れ
紀の国の名湯にも 宝物付根木の古く
有て 五百年の慈覚大師の口の名をと
流れ 熊谷入道蓮生も 此所の清水に
解して寝覚しとて 雑言をのたまふ事あり

語ハ母さへもちまへん
甚だ後世と一生涯と思ひ定めて去なむ
うきごとも昔家の因果なりとて後世のつく
再びのなきくいふ人との国のなすまとめのごとく
名だてるとやうあり人の中に何ことを
東西の源流伝

九月十二日

蓮生

源宣幸判

## 鴻池酒之事

河邊郡鴻池村ニ造り酒屋ありしき事
池ハ昔より諸白酒をもつて家業甚だ繁昌せり
其ころハ世俗山中酒とも云今大坂の富家鴻池
某の先祖ハ山中鹿之助の末にて今は鴻池某氏
を山中と称するなり人の志すところハ
山中酒のごとき清酒ハ大かた此家より始り
諸白といふ人のごとく清くすみたる酒を出し
始めしより酒の名人のごとく世にひろまりて
此の村鴻池山中酒ハ名高きひとの下にも
いつものごとく人々とりよせて賞翫するなり

ありしや此家の事をせよと思ひ行ふ時待ぶら
いそしく使へとも白くしてかどもは書けるを
酒桶の底にをつけ家門の人々も無く見て
杉の桶の水をそゝぎ酒桶にたれども如ちよげ也
独り勤めて持しき家の事をなし行く人もしも
家門の者は如何にしても家をたつる
酒を汲まさんと思ひければ大の酒桶の
いはんやきのまくのあげつゝ酒の清くはまみぶらう
学ぶ者は万民とを学ぶ百姓は人の事をも
まつりごとのなりけりとしかるべき

よしころの桶の底にかゝへ酒のしたゝり
しくめ酒を汲出し老人は必ず酒の桶へ
入りて人々に酒の清くしてしかるべきと香
味をよくしへと知るさ生すべし
如何にも我身の心を人々と知りひとへ
出し所の桶より入る日に酒をいれ汁桶
でたしも金をよりかゝるてとも出るてらう
学ぶ者は万民と我身も人々に伝へしと
天下を治むしきも人の修理もし
此の事を学ぶべし家門のため

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

# 摂津名所旧跡集　全

一天王寺　[illegible]

一土塔　[illegible]

一[illegible]

一住吉　[illegible]

一[illegible]の玉神　[illegible]

并[illegible]

一[illegible]の墓　[illegible]

一[illegible]の墓

一[illegible]神　[illegible]

一 萱野村倉集のこと
一 中條村牡丹のこと
一 人小村蓮のこと
一 稲ヶ[illegible]倉村柿のこと
一 [illegible]のこと
一 清とりのこと
一 生間の幕のこと
一 乱舞のこと
一 須ヶ寺の清の文
一 狸火のこと

一 柿寺村柿石のこと
一 大尾村の清石のこと
一 さゝ石のこと
一 神元の事
一 重蓋市のこと
一 母ヶ村茅の穂の事
一 大坂紙のこと
一 [illegible]のこと
一 廊中須の敵の事
一 雛渡村のこと

播磨法橋集寺住しまし

天王寺舞薗はまさらえ

世人の舞とはしらるるよ舞あるさるるのはじめ舞を
せさらるの舞あるこのもはらは東せ引
天王寺の舞間よ薗の舞のはまさる後不憑たるをと
舞しまりはじめ人とらしり世人ことを思ふまと
はてをどりはてはしらはせしらはは師の数を
舞したるはるるたるはるはつきあるはしたるる
行はは薗をふくまはせしるとはんはしはしをはじ

丈たるるは日本の大雪つよしはは仏歌の字を
書ぶふは協用よ雪はは建立はしはは雪はは
ふはおしるは書部はしるは形はは祈はは邪まはる
はるはは初はるはは薗はは堂は社
鶴宮の形舞楽よ菓をくむはは加はは
堂社のは門はは拍楽のはは栖はは川はは
舞はは舞はは舞はは
はるはは舞はは
寺門はれば鳴はは集はは
こはは法師の舞堂

[illegible]

## 土塔（ドウロウ）まつる事

同所[illegible]寺村[illegible]俗トロクこりと[illegible]
[illegible]の地[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 弼先歌の事

[illegible]

[illegible]

## 住吉神の事

住吉郡住吉の神は海の国主の神なり古の月海の神を住吉に崇め奉る社なり住吉の大集楽は住吉の神の[illegible]

[illegible]

## 西成郡宮松浦村の世人の氏神の事

西成郡宮松浦村の世人の氏神を祭る社なり

[illegible]神代の水害[illegible]人命也とゆうさ[illegible]
天神と[illegible]社也毎年水
涌出[illegible]常[illegible]同別[illegible]
[illegible]やまつ[illegible]の天神と[illegible]
[illegible]の[illegible]つく[illegible]
[illegible]寺院商家の[illegible]
[illegible]水脈を[illegible]
水涌出[illegible]丹生山田[illegible]
涌[illegible]土地の[illegible]
涌出[illegible]

[illegible]迫[illegible]山[illegible]の[illegible]
[illegible]

## 清の墓柳石

同郡清村の墓[illegible]清の墓と[illegible]清墓の
[illegible]の[illegible]と[illegible]
焼穴の[illegible]柳石と[illegible]天照
皇大神宮遷宮大明神八幡大菩薩の三神の
[illegible]清の祀へとしの[illegible]
[illegible]

[illegible]

## 鍋しづこさの事

[illegible]

## 炬篝大明神之事

[illegible]

中郡村ニ世ニ聞ヘシ[illegible]七
宮殿ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 菖蒲師村大集無常文

同郡菖蒲師村ニ高山大宮寺ト云フ山門ハ
[illegible]
[illegible]
七月ニ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

## 中郡村の牡丹

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

清章ふ[illegible]西山の[illegible]を[illegible]

## 今村の[illegible]の事

[illegible]郡今村[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]

## 稲[illegible]の事

同郡宇郡村[illegible]の[illegible]稲の事

[illegible]

[illegible]稲の[illegible]稲といひ[illegible]

## 熊野[illegible]事

[illegible]郡郡西池[illegible]村[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と称す。山崎二郎池と呼ぶ村名、[illegible]氏の所持せり。
[illegible]後文和の頃、西池、北村、[illegible]松田[illegible]流るる
堤の[illegible]を称して俗語を松田の三石と云ふ。
[illegible]の流れ入る。[illegible]の大小を[illegible]
[illegible]毎に[illegible]明を上ること[illegible]

清水寺[illegible]事

同郡長岡の南に光寺の境内に十三重の石塔あり
[illegible]高[illegible]尺[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

生国の幕[illegible]事

嵐郡[illegible]事

同郡長岡の[illegible]嵐山[illegible]
[illegible]日本[illegible]の徳[illegible]
長郡の[illegible]

本象改 撚上酢

# 北風平岩亂

摂州名庫津 小風上宝

[illegible]

## 須磨寺の清水の事

[illegible]

[illegible]

## 粮米の事

[illegible]

[illegible]

## 林寺村

[illegible]

## 大原村

[illegible]

さゞ石、[illegible]

[illegible]

水のくしくに大のをもらんびび毎○に同土用の
入りまいりてりて初て水をとるこれる土俗時を
知る毎年へとて

神℃の事

武蔵郡雷の宮寺の山ほを地℃神℃といふ
ゑぶ神多石あれば神知といふ金℃
地℃神℃といふ金℃
雷の宮寺の事

雅俗ともに行ふ事なれども古書毎
西ぐ神℃なりの℃時すべ沿元也
お雷雲ふりて海の世ふ地の遠所雷天の人
どくすし雷を毎○せり
神℃を数る毎つくしよ

毎月村の極の文

有ら弘毎月村の永沙寺宗祖毎俗性は
永沢寺宗祖ふ同別俗法の人毎ふふの時
死ふふ毎月常毎の度ふ行ふ常除く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 大坂市場

大坂市中商家より荷物を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## さこどの荷物

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

むめさくら　まつかゆ

[illegible]

[illegible]

一　二　三　五　六　七　八　九
一リ川ノ子ノ二十三文

[illegible]

酒を　[illegible]

[illegible]を　みハ[illegible]

男を　[illegible]香

飯を　[illegible]

流を　べ川[illegible]

女を　貝[illegible]

女を　ホス

美而を　神麹

小四を　ごやり

極里[illegible]　貝母[illegible]

白代を　小きい

姙　姙　[illegible]

姙子を　極[illegible]を入れ

[illegible]の[illegible]

[illegible]を　コロ

坊主を　接木

菊石を　川芎

[illegible]を　せの[illegible]

[illegible]を　[illegible]

[illegible]の[illegible]　[illegible]

[illegible]

遠州いしのうまを立入くゝ好とゝ子しカ
杯ゝつゝ繋くゝ
瀬戸物屋
一 合重ノ介 丑 百 丈 尺寸
市橋ゆゝ
一 土下 寺 年 仲春 保 大久
辻行丹助のうまを流くゝ
長股掛商ゝつゝ
一 俵 笑 酒 中 如 如事 変
芝浦大黒屋牛蒡とゝ二ゝ
鄙人ゝ芝浦淮ゝ
かゝ年とゝ
如ゝ長崎ゝ

## 瓢箪橋事

大坂西横堀須磨門前の橋
此橋ハ寛文十二年新門の
廓中ゝ
京岩瓢箪橋なれ

[illegible]

廓中沼の古敵と事

廓中の大つを切り寛永のまつぐハ長の刎
[illegible]と沼の古敵おそれ日夕
[illegible]と沼より梅ヶ行となく
[illegible]の下刎子の上刎と巴の[illegible]瓢箪所沼所
[illegible]の古敵おそれ初めたるを中清
[illegible]人の刎沼と言る俗人
[illegible]中四[illegible]中[illegible]なりとの異説
[illegible]

雑波村ゟ[illegible]事

西成郡雑波村本津村[illegible]
[illegible]
[illegible]

あもたのうれかば嫁ふ者をもらひ[illegible]
[illegible]をとり[illegible]　我家に待うけて居[illegible]
親をあなく出[illegible]ら[illegible]
[illegible]親しきあだちをもとめ[illegible]
つゝを出来るの[illegible]を
[illegible]よのを奪[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]